

## ●小中学校等の放射線量測定結果について 【測定日:4月17日(火)】

小中学校及び保育園の校(園)庭で放射線量の測定を実施しました。測定結果は、文部科学省が示した線量低減に向けた当面の対応(年間1ミリシーベルト以下)の範囲内です。

■放射線量測定結果[地上50cm:小学校、保育園・1m:中学校] (単位:マイクロシーベルト/時)

測定地点	測定時刻	測定値(前回)		測定地点	測定時刻	測定値(前回)	
		50cm・1m				50cm・1m	
八和田小学校	11:05	0.064	(0.063)	八和田保育園	11:10	0.075	(0.077)
小川小学校	11:40	0.056	(0.056)	竹沢保育園	13:10	0.084	(0.075)
竹沢小学校	11:40	0.053	(0.050)	大河保育園	11:30	0.071	(0.071)
大河小学校	13:10	0.042	(0.043)	東中学校	11:30	0.043	(0.041)
東小川小学校	11:20	0.043	(0.041)	西中学校	13:25	0.088	(0.087)
みどりが丘小学校	14:00	0.069	(0.072)	樺台中学校	14:10	0.055	(0.056)

※1 測定値( )は、3月19日(月)の観測値です。

※2 使用機器:クリアパルス(株)A2700型 M. Gamma シンチレーション式

問合せ 学校教育課 ☎72-1221 内線272 子育て支援課 ☎72-1221 内線191

\*\*\*\*\*

## ●埼玉県内24カ所校庭等(抜粋)の放射線量測定結果について 【測定日:4月18日(水)】

■放射線量測定結果[地上1m] ( )は、3月21日(水)の測定値 (単位:マイクロシーベルト/時)

No.	測定地点名称	測定値(前回)	No.	測定地点名称	測定値(前回)
11	東松山市立大岡小学校	0.074 (0.074)	19	川島町立八ツ保小学校	0.067 (0.082)
18	滑川町立福田小学校	0.103 (0.103)	23	東秩父村立東小学校	0.065 (0.059)
* 24カ所の平均値		0.094 (0.095)	* 最大値: 県営みさと公園		0.201 (0.207)

※1 年間放射線量に換算した値 最大値から自然放射線量(0.04 μSv/h)を除いた値が、24時間、365日続き、屋外に8時間、木造家屋に16時間あり、木造家屋の低減係数が0.4と仮定した場合。なお、自然放射線量は文部科学省「学校において受ける線量の計算方法について」(平成23年8月26日)に基づく数値。

※2 国際放射線防護委員会の勧告に基づき、法で定められた技術上の基準としての一般公衆の線量限度(自然放射線量を除く。)

※3 使用機器:富士電機製 Nhc7 シンチレーションサーベイメータ(エネルギー補償型γ線測定用)

埼玉県環境部 環境政策課(☎048-830-3015)ホームページから抜粋

\*\*\*\*\*

## ●埼玉県における大気中の放射線量について

埼玉県では、さいたま市内において毎日放射線量等を測定しています。現時点での測定データでは、日常生活に支障がでることはありません。(単位:マイクロシーベルト/時)

期 日	最高値	最低値	期 日	最高値	最低値	期 日	最高値	最低値
4月1~24日	0.060	0.046	11月1~30日	0.058	0.048	6月1~30日	0.071	0.051
3月1~26日	0.059	0.046	10月1~31日	0.063	0.048	5月1~31日	0.069	0.052
2月1~29日	0.059	0.045	9月1~30日	0.081	0.048	4月1~30日	0.080	0.055
1月1~31日	0.093	0.045	8月1~31日	0.092	0.049	3月1~31日	1.222	0.033
12月1~31日	0.074	0.047	7月1~31日	0.066	0.050	-	-	-

※埼玉県での平常時の範囲(H22年度)0.031~0.060 マイクロシーベルト/時間 ※国への緊急通報基準 5.0マイクロシーベルト/時間

埼玉県保健医療部 保健医療政策課(☎048-830-3230)ホームページから抜粋

\*\*\*\*\*

## ●水道水の放射性物質測定結果について

小川町の水道水は、小川町の河川や井戸から取水している自己水源と埼玉県行田浄水場からの県水を混ぜて各家庭等に給水しています。水道水の放射性物質の測定検査の結果は次表のとおりです。この数値は国の指標値を下まわっていますので、現時点では健康への心配はありません。(測定単位:ベクレル/キログラム)

■採水場所:小川町青山浄水場

■採水場所:埼玉県行田浄水場

採水日	放射性ヨウ素			放射 性 セシウム		
	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
4月9日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
3月12日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
2月27日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満
2月13日	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満	0.2未満

採水日	放射性ヨウ素			放射 性 セシウム		
	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137	ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
3月27日~4月23日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
食品衛生法に基づく乳児の飲用に 関する暫定的な指標値	100	—	—	100	—	—
原子力安全委員会が定めた飲食物 摂取制限に関する指標値	300	200	200	300	200	200

※測定は(社)埼玉県環境検査研究協会に依頼しました。放射性ヨウ素及び放射性セシウムの測定値は、検出限界未満となりましたが、検出限界濃度は試料ごとにバラツキがあります。

※県では採水場所を浄水場出口(造りたての水)の水としました。(埼玉県ホームページ:埼玉県営水道における放射性物質検出結果から抜粋)

問合せ 水道課 ☎72-1221 内線181

\*\*\*\*\*

### ●放射性物質の農産物への影響調査について(第82～85抜粋)

埼玉県では、埼玉県産農産物の安全性を確認し風評被害を防ぐため、放射性物質の農産物への影響調査を実施しています。以下は、野菜等の直近の調査結果を示しました。

#### ■放射性物質の濃度

(単位:ベクレル/キログラム)

採取日	調査品目	調査地域	放射性ヨウ素 (暫定規制値2000)	放射性セシウム (基準値100)
4月12～17日	原木シイタケ(露地)	小川町	-	基準値内(88)
	タケノコ	小川町	-	基準値内(16)
3月26～27日	ホウレンソウ	ときがわ町、東秩父村	検出せず(20未満)	検出せず(20未満)
	キャベツ	ときがわ町	検出せず(20未満)	検出せず(20未満)

(注)「検出せず(20未満)」とは、検査機器で測定できる定量下限値(20Bq/kg)未満であることを示す。

埼玉県農林部 農産物安全課(☎048-830-4049)ホームページから抜粋・東松山農林振興センター資料

\*\*\*\*\*

### ◎平成24年3月1日以降も、以下の方については、引き続き、医療機関等の窓口負担は免除となります。

#### 1. 免除を受けることができる期限と対象者

○ 東京電力福島原発事故による警戒区域等(注)のすべての住民の方(※1)

→ 平成25年2月28日まで

○ 東日本大震災による被災区域(警戒区域等(注)以外)の住民の方で、国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方(※1)(※2)

→ 平成24年9月30日まで

(※1) 震災発生後、他市町村へ転出した方を含みます。

(※2) その他の医療保険にご加入の方は、ご加入の保険者により、引き続き、窓口負担が免除されることもありますので、詳細については、ご加入の保険者へお問い合わせ下さい。

(注)「警戒区域等」とは、

- 警戒区域
- 計画的避難区域
- 旧 緊急時避難準備区域
- 特定避難勧奨地点(ホットスポット)と指定された4つの区域等をいいます。(警戒区域、計画的避難区域又は特定避難勧奨地点(ホットスポット)に設定されていた区域を含みます。)

#### < 窓口負担が免除される方 >

(1) 災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震発生後、他市町村へ転出した方を含む)であり、

(2) 以下のいずれかに該当する方

- 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方
- 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- 主たる生計維持者の行方が不明である方
- 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
- 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

⑥ 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域(警戒区域又は旧緊急時避難準備区域に設定されていた区域を含む。)及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

(※これまでの⑦の対象となっていた方は、特定避難勧奨地点の解除)引き続き、対象となります。)

#### 2. 国民健康保険、後期高齢者医療制度 及び 全国健康保険協会にご加入の方は、有効期限欄に「平成24年2月29日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き使用することができます。(※3)

(※3) その他の医療保険にご加入の方で、引き続き、窓口負担が免除される方は、免除証明書の更新が必要となります。

※ ただし、「福島県の以下の市町村国保にご加入の方」又は「福島県の後期高齢者医療制度にご加入の方で、保険証に記載された住所が以下の市町村である方」は、平成24年9月30日までは、引き続き、免除証明書の提示は不要です。

市町村名	広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村
------	-------------------------------------

### ◎ 次の場合の自己負担額の免除については、平成24年2月29日までとなります。

- 入院時の食費、居住費
- 被保険者証を医療機関等の窓口で提示できなかった場合
- 柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゆう師による施術 等

免除申請書や問い合わせ先がわからない場合はお電話ください。  
 町民生活課 国民健康保険担当・後期高齢者医療担当 ☎72-1221 内線 147・148・149